限定承認公告

本籍山形県飽海郡遊佐町藤崎字坂ノ上六三番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　鈴木　均

右被相続人は平成三十年三月十二日死亡し、その相続人は平成三十年四月十日山形家庭裁判所酒田支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月十三日
山形県飽海郡遊佐町藤崎字坂ノ上六三番地
限定承認者　鈴木　静子

限定承認公告

本籍埼玉県狭山市広瀬東二丁目二一二九番地、最後の住所埼玉県狭山市広瀬東二丁目三一番四号　被相続人　亡　天野　正美

右被相続人は平成二十七年四月三日死亡し、その相続人は平成三十年四月九日さいたま家庭裁判所川越支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月十三日
埼玉県坂戸市関間四丁目一二番二四号　若葉西口ビル三〇二号室
限定承認者天沼理香
代理人　渡邉　祐樹

限定承認公告

本籍東京都板橋区徳丸二丁目一〇番、最後の住所東京都東久留米市下里四丁目二番五〇号けんちの里　被相続人　亡　原　美好

右被相続人は平成二十九年七月十一日死亡し、その相続人は平成三十年三月三十日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月十三日
長野県飯田市桐林三四五三番地
相続財産管理人　原　和子

限定承認公告

本籍三重県松阪市五月町一三八九番地一一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　西川　庄一

右被相続人は平成二十九年十一月十九日死亡し、その相続人は平成三十年四月三日津家庭裁判所松阪支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月十三日
三重県松阪市京町五〇八一一　一〇一ビル四階
限定承認者　西川　勝元
代理人弁護士　寺井　渉

金融商品取引業の廃止の公告

当社は平成三十年五月十四日をもって投資運用業及び第二種金融商品取引業を廃止いたします。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成三十年四月十三日
東京都千代田区内神田二丁目三番三号
株式会社日本グローバル・インベストメント　代表取締役　若井　真

債権申出の公告（第一回）

当基金は、平成三十年三月三十一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年四月十三日
東京都千代田区岩本町三丁目五番五号ユニゾ岩本町三丁目ビル五階
全国電子情報技術産業厚生年金基金
代表清算人　鈴木　芳久

債権申出の公告（第一回）

当企業年金基金は、確定給付企業年金法第八十一条第三項の規定により解散の認可があったものとみなされたので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年四月十三日
東京都大田区羽田空港三丁目四番二号
ＡＮＡエアポートサービス企業年金基金
代表清算人　後藤　儀孝

債権申出の公告（第一回）

当社規約型確定給付企業年金は、平成二十九年十月十日、確定給付企業年金法第八十三条第一項第二号に該当したことにより終了したので、当社規約型確定給付企業年金に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年四月十三日
大阪府富田林市錦織東三丁目一五番二号
ニッシン株式会社確定給付企業年金
清算人　弁護士　浜田　真樹

債権申出の公告（第一回）

当法人は、平成三十年三月三十一日をもって解散することが、兵庫県知事から同年三月二十六日付で認可されました。これにより残余財産の清算の為、当法人に対し債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年四月十三日
神戸市中央区中町通二丁目二番一八号
学校法人コロンビア学院
代表清算人　髙田　弘士
連絡先　神戸市中央区相生町一丁目二番一号東成ビル三Ｆ中神戸法律事務所
弁護士　野田　底吾

債権申出の催告（第二回）

当協会規約型企業年金は、平成三十年二月二十八日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当協会規約型企業年金に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成三十年四月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年四月十三日
埼玉県さいたま市大宮区吉敷町四丁目二六二番地一六
一般社団法人関東地域づくり協会
規約型確定給付企業年金清算人
澤田　晋

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金六千五百万円減少し、金八十一億三千七百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年六月十五日
掲載頁　一一五頁（号外第一二七号）

平成三十年四月十三日
東京都千代田区永田町二丁目一七番一七号
結和税理士法人内
ＣＫ東品川特定目的会社
取締役　中津　正憲

取消公告

平成三十年三月二十六日（号外第六十四号）掲載の左記会社に係る合併公告及び決算公告（枠組）中、合併公告のみ取消します。

平成三十年四月十三日
福島県郡山市南二丁目五〇番地
（甲）株式会社報徳観光バス
代表取締役　佐藤　慶直
福島県郡山市南二丁目五〇番地
（乙）株式会社ＡＫいわき
代表取締役　佐藤　慶直

正誤

平成三十年三月三十一日（号外特第七号）公布法律第八号（関税定率法等の一部を改正する法律）（印刷誤）

二二七ページ上段二～三行目の

一	ネグリジェ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品
一	ネグリジェ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品

は

八・四％	」
八・四％	」

の誤り。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可
◉号外　四月十三日付第八三号四八
達第六九号三二ページ●二
ページ●同日付第八四号一七六ページ●同日付政府調
月一日付参会第四号一六ページ
発行所　〒一〇五―八四五五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、六四一円（本体二、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）